タイ家族法 (上)

ウィチャー・マハークン

(国家不正防止摘発委員会委員、元タイ最高裁判所判事)

訳 西澤希久男(高知県立高知短期大学助教授)

監修 小川 富之(愛知学院大学法学部教授)

タイ家族法の歴史的背景

る世界の他の国々と同様の状況であった。子どもは両親の、

かつてのタイ社会は、

封建的な考え方が制度として残ってい

い る。 記す必要性はない」と規定されていた。 独立していないので、取引条項の中に、その両親と夫の名前を 中にも示されている。二条では、「妻と子どもは、夫と両親から らかなように、その当時は、両親は子どもに対して、夫は妻に いるそれらの者に対して、取引の内容を知らせるか、否かにつ また、夫、両親、債権者は独立しているので、条項に含まれて 考え方は三印法典に示されていた。 三印法典は、ラーマー世に は夫の財産と考えられており、父は子どもの、夫は妻の生活に であり彼らの同意なく、債権者に対して、奴隷として売却する これに対して子どもと妻は彼らの両親または夫に従属した存在 対しての支配権を有しており、また両親と夫は独立しており、 いても、彼らの裁量に委ねられていた。これらのことから、明 を含めていたとしても、それは彼らの権利と考えられてい より施行されたもので、アユタヤ時代の法を、分類して整理し ついて権限を有し、彼らを売却することも可能であった。 ことが可能であることを示している。このことは奴隷法二条の たものである。奴隷法一条では、次のような内容が規定されて このような奴隷法に加えて、両親が子どもに対して支配権を 夫、両親または債権者が、 取引条項に、子どもまたは妻 この

に加えて、西彩か子ともに対して支配権を「仏

戸籍時報 No.604(H18:10)